平成２２年（フ）第４７４２号
大阪府枚方市田口山３丁目38番25号
債務者　一色　章子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１７０７号
横浜市港南区港南台６丁目26番20号　ウエストキャッスル201
債務者　小野　正貴
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７０８号
横浜市港南区港南台６丁目26番20号　ウエストキャッスル201
債務者　小野真理子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９３３号
横浜市旭区さちが丘33番地２　ルミエール203
債務者　菊池　裕美（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４５１号
川崎市川崎区四谷上町１番22号　ホーリオ四谷101
債務者　八木　尊広
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第４９６号
川崎市多摩区登戸新町17番地　第３ふじたけマンション306
債務者　加藤　壽巳
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２０７号
茨城県石岡市貝地２丁目５番８号　サンライフ貝地103号、旧住所茨城県石岡市国府３丁目２番４号
破産者　髙野　和雅
1　決定年月日　平成22年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第７０７号
札幌市南区石山１条３丁目２番46号　尚武館112号
破産者　三浦　　勝
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６２６号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字葉の木沢山164番地14、開始決定時の住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口382番地41
破産者　工藤　　覚
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４８８号
群馬県高崎市下小鳥町214―１　ドリームハウス高崎103号室、住民票上の住所群馬県前橋市三夜沢町539番地
破産者　原　　益男
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成１９年（フ）第１０９３号
静岡市葵区坂ノ上680番地の１
破産者　赤石　秀之
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９７９号
岐阜県中津川市田瀬963番地、開始決定時の住所愛知県犬山市字中唐曽５番地11
破産者　福谷　國秋
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１４４号
神戸市中央区宮本通５丁目５番13号　宮本ハイツ201号、破産手続開始決定時の住所京都府長岡京市東神足２丁目16―22
破産者　今村　京子
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９９７号
広島市安佐南区毘沙門台２丁目46番９号
破産者　辰岡　高子
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２３３号
広島市安佐南区安東５丁目25番27号
破産者　梅澤　吉郎
1　決定年月日　平成22年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０３４号
札幌市東区北25条東12丁目１番20号　ノース25―401号
破産者　成田　真弓
1　決定年月日　平成22年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部